

松原市男女共同参画センター



☆ かがやきだより ☆

第9号（2023年6月発行）

「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。

（男女共同参画社会基本法第2条）

毎年6月23日から29日の1週間は「男女共同参画週間」です。

松原市では男女共同参画週間の月に合わせてイベントを実施します。

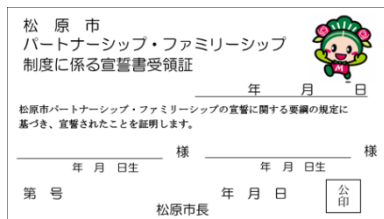


男性と女性が職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、国民の皆さん一人ひとりの取組が必要です。
私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

～令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

無くそう思い込み、守ろう個性
みんなでつくる、みんなの未来。

5/1～「松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始



松原市
パートナーシップ・ファミリーシップ
制度に係る宣誓受領証

年月日

松原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に
基づき、宣誓されたことを証明します。

年月日生 様 年月日生 様

第号 松原市長 年月日 公印

松原市では、全ての市民が、性志向や性自認、性表現にかかわらず、自分自身を大切に、自分らしく生き、お互いを認め合い、「誰もがいきいきと活躍できる松原市」の実現を目指し、令和5年5月1日から、「松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。

●松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーまたは、家族として尊重し、相互に協力し合う「パートナーシップ関係」・「ファミリーシップ関係」であることを表明したい方が市に届出をし、市がその旨を公に証明する制度です。

なお、パートナーとして宣誓される2人のほかに、共に家族として暮らしている子、親等の近親者(以下「近親者等」)を含む家族の関係を届出た場合は、あわせて証明します。

●制度を利用できる方(※①～⑤すべて満たしていること)

- ①成年(18歳以上)に達していること
- ②どちらか一人が松原市内在住、又は市内転入を予定していること
- ③他の人と法律上の婚姻関係にないこと
- ④他の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤民法に定めている近親者等でないこと

●宣誓に必要な書類(※すべて必要)

宣誓書など(指定様式一式)、本人確認書類など必要書類。

●手続きの流れ

- ①宣誓日の予約(電話又はメール)
- ②宣誓日の1週間前までに、必要書類を提出
(提出書類を確認、不備がなければ受理)
- ③宣誓受領証受取日を予約
- ④宣誓受領証の受け取り(※必ず2人揃って)

※詳細については、QRコードより市ホームページをご覧ください。→



詳細はHPを
ご覧ください

松原市マスコットキャラクター「マッキー」

【ご予約・問合せ】

人権交流センター(はーとビュー) 午前9時～午後5時30分 電話(072-332-5705)

～6月の男女共同参画事業 イベント紹介～

第4回 かがやきフェスタ

男女共同参画についての理解と関心を深めるため、「第4回 かがやきフェスタ」を男女共同参画週間の月に合わせ開催します。皆様のご来場をお待ちしております。

★とき 6月11日(日) 午前10時30分～午後2時30分

★ところ まつばらテラス(輝)

★食育セミナー (NPO法人やんちゃまファミリーwith)

(午前10時45分～午後0時15分)

テーマ 「親と子どもの『やりたい!』と一緒に『できた!』に変えてみませんか?」

講師 平畑 旭さん(ちるくっく主宰)

定員 先着親子8組(はーとビュー電話予約)

※子どもは2歳～小学低学年

メニュー ①フリフリケチャップライスボール

②スティックサラダ

③スープ

材料費 親子1組500円

★起業セミナー(午前11時30分～午後1時)

テーマ「起業前、起業後、いつでも役立つビジネスに活かせる自分の強みの見つけ方」

講師 長谷川 徳子さん

(一般社団法人日本フリーランスウーマン協会)

定員 先着20人(はーとビュー電話予約)

★女性の自己表現のための朗読ワークショップ

(午後1時～2時30分)

講師 阿笠 清子さん(劇作家)

定員 先着15人(はーとビュー電話予約)

★保育 セミナーのみ、一時預かりあり

子ども1人300円(2時間まで)

※予約はNPO 法人子育て支援ぽけっと

(☎072-268-2182)

★申込み・問合せ

松原市人権交流センター(はーとビュー)

☎072-332-5705

●男女共同参画パネル展

6月26日(月)～6月28日(水)の3日間、市役所市民ロビーにてパネル展を行い、男女共同参画の視点で活動している団体の紹介をします。



【人権交流室・人権交流センター(はーとビュー)の各種相談】

電話:人権交流センター(はーとビュー) 072-332-5705/人権交流室 072-337-3101(直通)

★女性相談(面談・電話)

日時:月～金曜日 9:00～17:30

場所:松原市役所

人権交流センター(はーとビュー)

★女性カウンセリング(予約制・無料)

日時:第1・3木曜日 9:30～12:30

場所:人権交流センター(はーとビュー)

日時:第2・4木曜日 13:30～16:30

場所:松原市役所

★女性相談〔夜間・休日相談(面談・電話)〕

日時:毎月第4日曜日 17:00～20:00(予約優先)

毎月第1土曜日 10:00～16:00(予約優先)

※変更する場合があります。

「広報まつばら」をご覧ください。

場所:人権交流センター(はーとビュー)

★青年自立支援相談

日時:月～金曜日 9:00～17:30

場所:人権交流センター(はーとビュー)

<巡回相談会(予約優先)>

日時:月1回 金曜日 13:30～16:30

場所:市内公共施設

※「広報まつばら」をご覧ください。

電話(予約):人権交流センター(はーとビュー)

★人権相談(予約制・無料)

日時:第1・2・3金曜日 14:00～16:00

場所:松原市役所

電話(予約):人権交流室

※人権擁護委員が対応いたします。

★人権・就労・進路・生活相談

日時:月～金曜日 9:00～17:30

場所:人権交流センター(はーとビュー)



<DV相談>

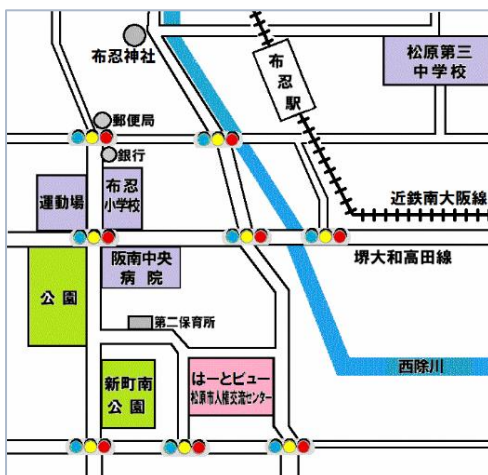
◆松原市配偶者暴力相談支援センター(松原市DVセンター) → 072-334-1088(相談専用)

◆DV相談ナビダイヤル → #8008 最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。

→電話相談・面談・同行支援・保護等

◆「DV相談+(プラス)」→ 0120-279-889 内閣府ホームページ(<https://soudanplus.jp>)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛、休業等が起因で、生活不安やストレスからDV等の増加・深刻化が懸念されています。従来のDV相談ナビの取り組みを補完しながら、DV相談体制を強化しています。



編集・発行:松原市男女共同参画センター

〒580-0023

大阪府松原市南新町2丁目141番地の1

松原市人権交流センター(はーとビュー)内

TEL:072-332-5705

e-mail:

jkoryu@city.matsubara.osaka.jp